

平成27年1月

さつま町議会臨時会会議録

平成27年1月26日 開会

さつま町議会

平成27年1月さつま町議会臨時会審議結果

平成27年1月26日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
1	平成26年度さつま町一般会計補正予算 (第7号)	H27.1.26	H27.1.26	原案可決	-
2	訴訟上の和解について	〃	〃	可決	-

平成27年1月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成27年1月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主任	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	湯下吉郎君
企画財政課長	崎野裕二君	財産管理課長	小永田浩君
企業誘致対策室長	高橋哲郎君	建設課長	三浦広幸君
教育総務課長	上野俊市君	学校教育課長	藤崎毅君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 4 議案第 2 号 訴訟上の和解について

△開 会 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。

ただいまから、平成27年1月さつま町議会臨時会を開会します。

教育委員会委員長から、本臨時会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、川口憲男議員及び11番、米丸文武議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算
(第7号)」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第7号)」について提案の理由を説明申し上げます。

今回の補正は、開発振興費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億7,878万8千円とするものであります。内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

おはようございます。「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第7号)」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇 尚美議員

今回のこの法面保護についてでございますが、結果的にその土砂災害防止法の規制が加わって新たに法面保護をしなければならないということで、以前、説明を受けたわけでありましたが、この法面保護の具体的な工事内容について、説明をお願いしたいと思います。

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

工事の内容につきましては、22日の全員協議会の方でも説明をいたしました。全長で50メートル、面積で877平米でございます。工事の方法といたしましては、モルタルの吹き付けでございます。厚さ8センチを予定しているところでございます。

工期につきましても標準工期で120日間を予定しているところでございます。

○宮之脇 尚美議員

先般の資料の中にもありましたし、今回、吹き付けということで、ただいま説明があったわけでございますが、今後、こういう事態が生じた場合にいずれにせよ町有地として確保している法面については、随時、こういう形で増改築或いは建物のそういう改築等が行なわれた場合には、行なっていかなければならないと、工業団地は全部が入るのかどうか。そこら辺について、再度、確認をさせていただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

今回、こういった土砂災害の法律が後追いの形でありまして、今までの開発行為からしますと厳しい状況になったわけでありまして、この倉内工業団地については、やはり、そういう対象の地域になっておりますので、ただ、今後新しくこういった形でそういう場所に増設とかそういうことになるとうような事態が発生をするということでございます。しかし、サトウ精工にしろ或いは隣地の吉玉或いはテック倉内そういうところは、特に今のところ、計画ございませんので、今の状態でそのままよろしいかと思っております。

○宮之脇 尚美議員

現在のところは、今後の見込みとしては計画がないということでございますが、東側の上の方、日特製作所の南側ですね。あれについては、今後造成が計画されているというようなふうに思うんですが、あそこら辺についても再度造成をされる場合には、この法面を含めた形での工事をされる予定なのか。それとも必要な度にまたこのような形で単発的にやられる予定なのか。そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今後の造成にあたりましては、今、まだ山の部分というのが相当数残っておりますけれども、あれを新たに、工業団地の地域になっておりますので、あれを新ためて工業団地として造成するとなりますと、やはり、新しいこの土砂災害に基づいた基準をもつての傾斜角をしないと許可がでないというふうに考えておりますので、当然、新しい法律に基づいて切りをしないとイケないというふうに考えております。

○米丸 文武議員

ただ今御説明があったところでございますが、この法面の要するに寿精密の後方の部分、これもいけば法面に近接した状況にあるわけでございますが、この部分については、何らそういうような規制とか改良しなければならないというようなことはなかったのか。その点についてはいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

これについては、当時こういったこの団地を造るときの開発行為というのを取っておりますので、その時点ではその法律に基づいてクリアしておるわけですね。その中でこういうところにある程度用の壁の中で立地をされているわけですので、この時点では何もなかったと、ここに更にまた、例えば新たにまた何かしようとなりますと新しい法律が適用されるということになりますので、そういった保護をしないといけないということになるかと思っておりますが、今のそういう計画はございませんので、今の状況等の中で特段のあれは必要ないかと思っております。

ただ、今回の場合は、こういった新たな土砂災害法に基づいてこういう場所に造るということになりましたものですから、建築確認のためにやっぱり保護をしなければならないという事態になったところであります。

○新改 幸一議員

今回、井川産業さんの関係で、1,000万計上されて法面を補修されるわけでございますけれども、先ほどちょっと説明がありましたが、現在の倉内団地、今まで造成し開発してこられた部分が、今回、この井川さんとの契約の問題で全て今まで造成した敷地というのは、これできれいに、一部、ダムとの関係の賃借で貸している土地もあるわけでございますが、あれは除いたほかは全て契約が済んで売却されているものかというのが一点と、それと今度は資料をもらっておりますけれども、土砂災害警戒区域の特別警戒区域の指定を受けたということで書いてございませけれども、この関係についての倉内工業団地全体、あそこはおそらく時吉番地にもなっているでしょうし、一部広瀬番地にもなっていると思うんですが、ここあたりのかねへいぜいの消防団の警戒見廻りですね、そういう関係の住み分けといいますか、佐志分団と時吉分団との分けといものはどんなふうになっているものかをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

まだこの処分ができない場所というのが、今おっしゃるとおり上の段の方でいきますと、今、ダムの工事現場事務所ができておりますあの部分と、それからやっぱり上の段の東側の方ですね日特製作所の隣地、それから日特製作所とサトウ精工の間の山の部分、それだけですかねと思っております。

消防団の関係はですね、まずは土砂災害の区域指定というのがかなりありますので、その辺の区域については、消防団の方にはこういうところがありますよということで、連絡をしてありますので、それはちょうど境になっておりますので、やはり地域の皆さん方にはお互いに連携をしながら警戒にあたっていただくようなことはしておりますけれども、どこからどこまでとそこまで明確にしてありませんが、こういうところはありますということは指示をしてありますので。

○平八重 光輝議員

質問が若干重複するかもしれませんが、町の方で所有されております工業団地で売却されていない分、こういう危険な所はないかということと。それと、宅地等で販売される予定でまだ売却されていない所で、こういう危険区域というものはないかどうか。あるとすれば対策が必要かどうかお尋ねいたします。

○副町長（紺屋 一幸君）

開発公社が保有しております宅地の造成地或いは工業団地の造成地の中でほかにないかというお尋ねでございますけれども、住宅団地につきましては全て警戒区域のレッドゾーンにはなっていないということで確認をしたところでございます。今回、倉内につきましては特別警戒区域があるということでこういう形をお願いをしたところでございまして、そのほかの佐志ニュータウ

ン或いは湯田原ニュータウン、赤坂ニュータウンですね、ここについてはその指定はないということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○木下 賢治議員

工法についてお尋ねしますけれども、900弱平米のモルタル吹き付けということですのでけれども、聞きますと造成当時にもそれなりの処置をとって、崩れないような対策を取った経緯も聞いたわけですのでけれども、現在の様子をみますと竹林の伐開はしてあるわけですのでけれどもそういうような状況で、早々崩土するような状況も感じないわけですのでけれども、モルタル吹き付けのほかに法枠とか工法があるかと思いますが、単価的に直接材料費を考えても1,000万の予算に対してどんなもんかなというふうに疑問を持つもんですから、ほかのそういう法枠工法等を含めた工法で単価の積算というものを多分されたと思うんですけれども、専門的になるわけですが、建設課長でもいいですので、そこ辺の算定をされた結果を知らせていただきたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

算定というか、ここに上げた予算の中身の詳細ということになりますが、まず、開発行為で許可されたところでございまして、本来ならば建築確認は出してそれで許可できるということですが、皆さん御存じのとおり土砂災害防止法がその後施行されまして、去年の広島災害、許可を受けてもそういう災害が起こるとということで、厳しく今なっております。

まずですね、今モルタル吹き付け工の選択理由でございまして、レッドゾーンということで、角度がですね30度を切れば、傾斜角ですね、傾斜角が30度を切れば、それがイエローに変わるということでございまして、要するに例えば法面吹き付けも緑化工法或いはモルタル吹き付け、ほかにいえばアンカー工法とかいろいろありますが、一番安いのは緑化工法でございましてけれども、まず、安定させるために法面の浸食防止がまず第一であるということになりますとですね、どうしてもモルタル吹き付け工ということになってきます。

今、現在面積で887平米でございまして。当時の開発行為の設計におきましても、現地を見ていただければわかりますが、2段になっております。1段目がプレキャストの法枠工を施工しておりまして、2段目が通常の土羽工になっております。1段目につきましては、プレキャスト法枠の中にモルタルを吹き付けて施工し浸食防止を図ると、さらに上の段につきましては更なる浸食防止のためにモルタル吹き付け工を8センチ行なうということで、県の砂防課とも協議をし、ここに至っております。以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第4「議案第2号 訴訟上の和解について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第4「議案第2号 訴訟上の和解について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第2号 訴訟上の和解について」提案の理由を説明申し上げます。これは、平成25年10月1日にさつま町立盈進小学校で発生いたしました転落死亡事故に伴います損害賠償請求について、次のとおり和解したいので地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては教育総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○教育総務課長（上野 俊市君）

それでは、内容について御説明を申し上げます。議案集の2ページをお開きいただきたいと思っております。「議案第2号 訴訟上の和解について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○川口 憲男議員

教育長にちょっとお尋ねいたします。賠償法といいますか、こういう和解が1年ちょっとかかたんですけども、解決の方向に向いているということは非常にいいことだし、やっぱし原告に対しても一早くそういう対応を取らなければならないと私も感じておりましたけれども、この中でですね教育長、この前の全協でもちょっと話がでたんですが、行政の責任というようなこと。

それから、現場の責任というか、不可抗力と私は考えるんですけども、やっぱしそういうところでどういう指導体制を今後とっていかれるのか。必ずしもあってはならないことなんですけれども、今後、こういうことがあって、前任の先生はどこかよそに転勤されたら、やっぱし町内でこういう事件が起こらないような工夫をするための教育体制或いは教育委員会の再編があるような話も聴きますけれども、そういったところでどういうことを求めて先生方にこれを対応されていくのか。ややもすれば、こういう賠償ないかいちゅうのが現場の先生方にいけば、そういう何ち言いますかね、職務に対しての力といいますか、衰えまではいかないでしょうけれども、二の

足を踏むところがあるんですけども、そういうところについて教育長はどういうような考えで今後対応、その現場の先生方に指導を求められていくのかをちょっとお聞きいたします。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、こういう大きな事故が形骸化することが一番いけないことございまして、10月1日に起こりまして、2日の日に亡くなりましたので、10月1日を学校安全の日というふうにしまして、毎年1日には学校長の安全の講話、そして安全の教室での取り組み、それから避難訓練、そういうことをやるようなふうな10月1日を学校安全の日として、継続的にこの対策が取られるようにすることと、毎月1日を安全点検の日としまして、施設の点検を学校職員は当然ですけども、子どもたちの目線でもそういう問題がないかどうかということ毎月1日に、1日が土曜日だったり日曜日だったりしますとそれは次の日になるわけですが、ともかく月1回は安全点検の日を設けまして、そしてそのことを、ただ、したばっかいじゃなくて私どもの方に報告をしてもらうようにして、その報告に対してまた私どもも対応をしていくというような形で、毎月、毎年この継続的にこの事故が形骸化されないようにやっていくような形で努めていくということで、もう既に今それを実施しているところでございます。

○川口 憲男議員

教育長、今ですねその安全点検の日を設けて、通学路も含めて点検というようなことがあると思います。例えば、今回の事故を起こして、2階、3階の手摺りの関係はもうほとんど完備したと思っております。しかし、やっぱし学校内外に危険が潜むということがあると思います。

それとですね、私が一番思うのがですね、先生たちの教育体制ですね。あまり表面的に出せないんですけども、ちょっと傲慢な態度で子どもたちを指導されて、PTA、父兄との対応ができていけないと、やっぱしそういうところも含めてですね、この事件を機に指導体制をですね確立されるように要望しておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本件を裁決します。

お諮りします。「議案第2号 訴訟上の和解について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第2号 訴訟上の和解について」は、可決されました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成27年1月さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前10時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 米 丸 文 武